

# 条例原案の確認について

これまでの市民検討会で議論してきた、皆さんの意見を反映させた、まちづくり基本条例の原案の一部ができ上がりました。次回、これに地域コミュニティの活性化や市民活動の促進などの条文を加え、完全な形にして皆さんに報告させていただきます。

# 大牟田市まちづくり基本条例 市民検討会ニュース



## 市民活動の促進について検討 第10回市民検討会開催！！



### 第1章 総則

**(目的)**  
第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、活気ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

**(条文の趣旨)**  
第1条は、この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例制定の経緯に表現したものであり、条例全体の解釈・運用の方針となるものとします。

**(解説)**  
この条例の目的は、「まちづくりの主役は市民である」という考えのもと、協働のまちづくりの理念や「まちづくりの主体である市民と市等の役割の分担」を定めることにより、協働のまちづくりの推進を図ることにより、地域社会の活性化や市民活動の促進を図ることです。これらに「協働のまちづくりの推進」や「市民活動の促進」等を定め、これらに基き協働のまちづくりを進めることにより、市民が将来にわたって安心して暮らしていただくこと、地域社会を実現することとしています。

### 前文

私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、(ユネスコ世界文化遺産に登録された)我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた歴史的なふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。

私たちは、先人たちが努力と苦節によって築き上げてきた歴史と文化、伝統や地域資源を継承し、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にははたたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。

今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化による地域コミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。

こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民と行政がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取組みを進めていくことが求められています。

この協働のまちづくりを通じた人づくりと地域の絆を深めながら、安心して暮らしていただく暮らしの質を向上させ、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と夢を持ち、全ての市民がふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。

そこで私たちは、市民憲章に掲げた市民の心構えを尊重するとともに、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田まちづくり基本条例を制定します。

### 第2章 市民の役割

**(市民の役割)**  
第4条 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。  
2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得よう努めるものとする。  
3 市民は、自らの住む地域に関心を持ち、相互に連携・協力し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

**(条文の趣旨)**  
第4条は、協働のまちづくりを進めるための市民と市との役割分担という視点を意識し、協働のまちづくりに進んで参加し、協力していく姿勢を促しています。

まちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがまちづくりの主体として積極的に行動し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割として担うことが求められています。

まちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりがまちづくりの主体として積極的に行動し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割として担うことが求められています。

### 全体構成



### 第3章 市の役割

**(行政運営)**  
第5条 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、行政運営に関する改革に努めるものとする。  
2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。  
3 市は、社会状況に応じて市民の意識、意見を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。  
4 市は、公平・公正な行政運営を行い、市民との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

**(条文の趣旨)**  
第5条は、協働のまちづくりを実現していく上で、市民と市の役割分担という観点から、市の行政運営や市民サービスの提供について定めています。

**(解説)**  
第1項 市は、協働のまちづくりを推進するため、市民に対して質の高いサービスを提供するために、行政運営の効率化に努め、市民サービスの向上を図るとして定めています。

第2項 市民と市との協働のまちづくりを推進するため、PDCAサイクルを活用し、協働のまちづくりの推進を図ることを役割としています。

第3項 市は、協働のまちづくりを推進していくために、社会状況に応じて、市民の意向や意見を的確に把握し、それを協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めることを役割としています。

第4項 市は、市民との信頼関係に基づき対等なパートナーシップを築き、協働のまちづくりの推進に努めることを役割としています。

### 第4章 協働の推進

**(情報の共有)**  
第7条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信・収集し、情報の共有を推進するものとする。  
2 市民は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報を市民に対して分かりやすく迅速に提供し、市民と情報が共有されるよう努めなければならない。  
3 市は、市民の協働のまちづくりに関する情報を市民に対して分かりやすく迅速に提供し、市民と情報が共有されるよう努めなければならない。ただし、市民との情報の共有に当たっては、個人情報保護を確保しなければならない。

**(条文の趣旨)**  
第7条は、協働のまちづくりを進めるための重要な要素である情報の共有を推進することを目的として定めています。

協働のまちづくりを進めていくためには、協働の対等なパートナーである市民と市が互いに情報を共有することが必要になります。このため、市民と市が互いに情報を共有し、協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

協働のまちづくりを進めていくためには、協働の対等なパートナーである市民と市が互いに情報を共有することが必要になります。このため、市民と市が互いに情報を共有し、協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

平成 26 年 10 月 14 日 (火) に労働福祉会館中ホールにおいて第 10 回市民検討会を開催しました。

はじめに、前回出来上がった前文の確認と地域コミュニティの活性化の条文に盛り込む内容の検討を行なったことについて、検討会ニュースで振り返りを行いました。

5 班に分かれて行なわれたワークショップでは、地域コミュニティの活性化の条文に盛り込む内容の確認を行なった後、市民活動の促進の条文に盛り込む内容の検討を行い、検討結果を各班から発表していただきました。

また、市民検討会の意見を踏まえて作成された条例原案について、条例の章立てと条文の一部(1章から4章まで)が事務局から報告・説明されました。

最後に、議会の役割について議会基本条例により確認を行なった後、事務局から自薦・他薦により副会長の選任を行なうことが報告されました。なお、副会長の選任結果は次回、皆さんに報告させていただきます。

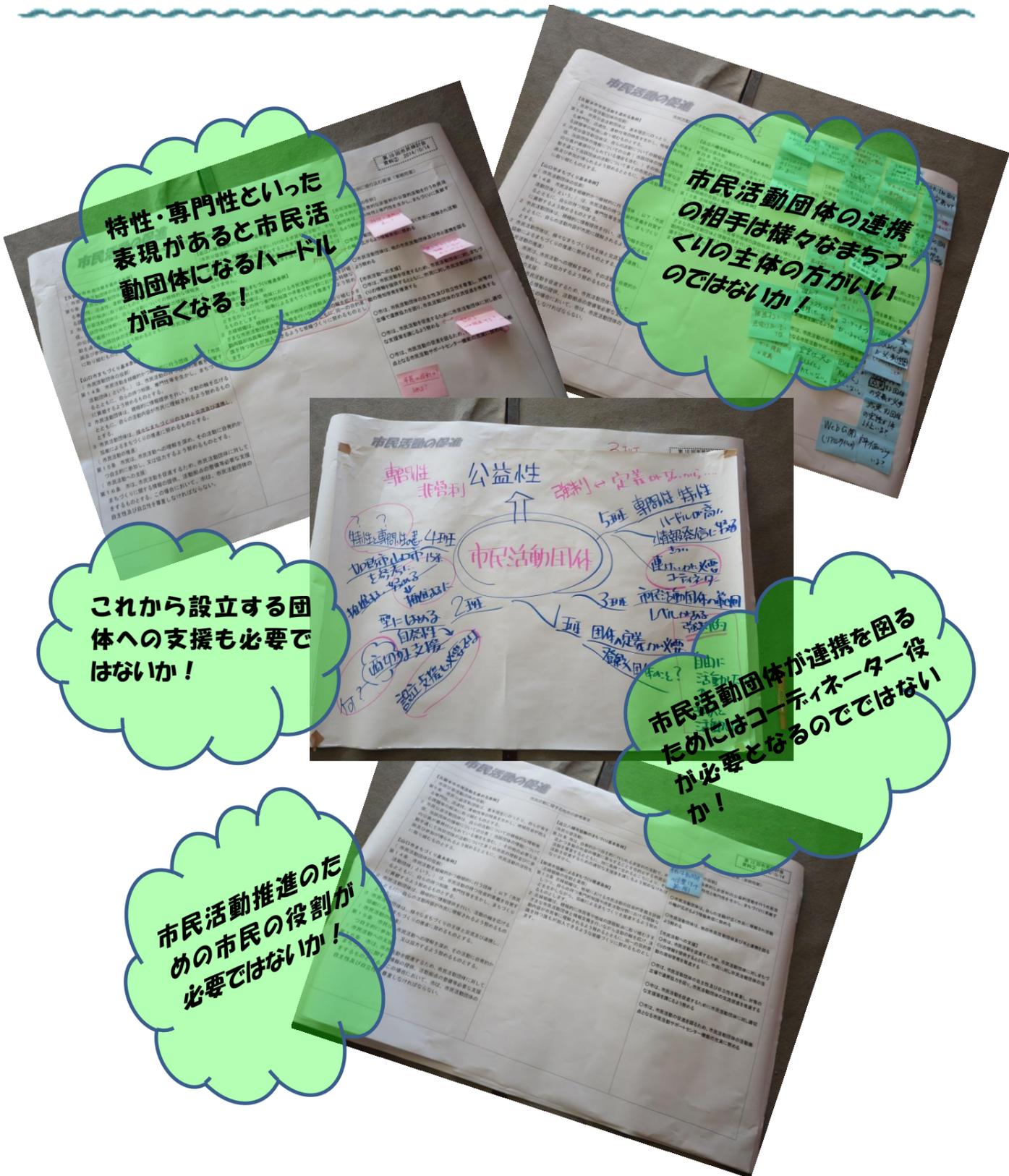
### プログラム

1. 開会
2. 前回の振り返り
3. 班分け
4. 地域コミュニティの条文確認
5. 市民活動促進の条文の検討
6. 条例原案の確認
7. 議会の役割について
8. 閉会

# 市民活動の促進に関する条文の検討について

今回のワークショップでは、地縁的活動と並んで住民自治の一翼を担う市民活動について改めておさらいをした後、市民活動の促進に関する条例に盛り込む内容について意見交換を行い、各班から検討内容の発表を行なっていただきました。

今回の検討会で出された意見を反映させて、条例に盛り込む内容の修正を行ない、次回の検討会で確認したいと思います。



# 市民活動の促進の検討で出された意見

|                       |   |
|-----------------------|---|
| <p>①市民活動団体の役割について</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の専門性は何を基準にするのか、特性と専門性の違いが明確でない。</li> <li>・条文に特性・専門性といった表現があると市民活動団体になるハードルが高くなる。</li> <li>・市民活動団体が自ら情報発信をしなければならないのか。</li> <li>・市民活動団体への強制といった意味合いが生じるのではないかな。</li> <li>・市民活動団体が縛りなく活動するためには団体登録しない方がいい。</li> <li>・型にはめてしまうと市民活動団体の活動の足かせになるのではないかな。</li> <li>・市民活動団体の連携の相手は様々なまちづくりの主体の方がいいのではないかな。</li> </ul> |
| <p>②市民活動への支援について</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携、協力とは具体的にどういったことか。市民活動団体が連携を図るためにはコーディネーター役が必要ではないかな。</li> <li>・適切な支援策とはどの範囲までを言うのか。</li> <li>・これから設立する団体への支援(相談窓口など)も必要ではないかな。</li> <li>・「努める」の表現は消極的、推進するに変えたほうが善い。</li> </ul>  |
| <p>③その他</p>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動推進のための市民の役割が必要ではないかな</li> </ul>   |